

※「改定前」の青字箇所は削除、「改定後」の赤字箇所は変更箇所です。

	改定前	改定後
改定年月	2023年4月制定	2024年4月 <b>改定</b>
1. (2)④	<p>④管理会社に対する情報開示</p> <p>当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用または管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長および担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該理事長および担当理事の同意を得るものとします。</p>	<p>④管理会社に対する情報開示</p> <p>当行は、管理会社に対し、契約者が本サービスを利用または管理会社が管理会社側サービスを利用する上で必要な契約者ならびに理事長および担当理事に関する情報その他の契約者による本サービスの利用にかかる情報を開示することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。ただし、理事長および担当理事のログイン ID <b>(ValueDoor 利用規定第 4 条 (1)④に定める手続きにより発行される利用者 ID をいいます。以下同じ)</b>、初期パスワードおよびパスワードについては開示しないものとします。なお、契約者は、当行が理事長および担当理事に関する情報を管理会社に開示することについて、あらかじめ当該理事長および担当理事の同意を得るものとします。</p>
2. (2)	<p>(2)管理会社の届出</p> <p>契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社を当行所定の方法により当行に<b>対して</b>届け出るものとします。ただし、届出可能な管理会社は、管理会社側サービスを利用するものに限られます。</p>	<p>(2)管理会社の届出</p> <p>契約者は、本サービス申込等手続において、管理会社を当行所定の方法により当行に届け出るものとします。ただし、届出可能な管理会社は、管理会社側サービスを利用するものに限られます。</p>
2. (3)	<p>(3)ご利用口座、手数料決済口座の指定</p> <p>契約者は、本サービス申込等手続において、本サービスで利用する振込資金払出口座および組戻代り金入金口座（以下、併せて「ご利用口座」といいます）ならびに振込手数料引落口座お</p>	<p>(3)<b>サービス利用口座および組戻関連</b>口座の指定</p> <p>契約者は、本サービス申込等手続において、本サービスで利用する振込資金払出口座および<b>振込手数料引落</b>口座（以下、併せて「<b>サービス利用口座</b>」といいます）ならびに<b>組戻代り金入金</b>口</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞ 利用規定 改定内容

	改定前	改定後
	よび組戻手数料引落口座（以下、併せて「手数料決済口座」といいます）を当行所定の方法により指定するものとします。ただし、ご利用口座および手数料決済口座として指定可能な預金の種類は、当行所定の種類に限られます。	座および組戻手数料引落口座（以下、併せて「 <b>組戻関連口座</b> 」といいます）を当行所定の方法により指定するものとします。ただし、 <b>サービス</b> 利用口座および <b>組戻関連</b> 口座として指定可能な預金の種類は、当行所定の種類に限られます。
2. (4)	(4)機能およびサービスの選択 契約者は、本利用契約の締結により、前記 1. (1)①から③までに掲げる機能の全部ならびに④および⑤に掲げるサービス（ただし、同⑤に掲げるサービスの利用は、契約者が当行所定の方法により届け出た場合に限られます）を利用できるものとします。契約者は、その利用する本サービスの範囲の変更を希望する場合には、当行所定の方法により当行に <b>対して</b> 届け出るものとします。	(4)機能およびサービスの選択 契約者は、本利用契約の締結により、前記 1.(1)①から③までに掲げる機能の全部ならびに④および⑤に掲げるサービス（ただし、 <b>前記 1.(1)⑤</b> に掲げるサービスの利用は、契約者が当行所定の方法により届け出た場合に限られます）を利用できるものとします。契約者は、その利用する本サービスの範囲の変更を希望する場合には、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
3. (3)①	(3)ID、パスワード等の管理 ①ログイン ID ( <b>ValueDoor 利用規定第 4 条(1)①に定める手続により発行される利用者 ID</b> をいいます。以下 <b>同じ</b> )、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。	(3)ID、パスワード等の管理 ①ログイン ID、初期パスワード、パスワードその他の本人確認に必要なものは、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、ログイン ID、初期パスワード、パスワードは第三者には一切開示しないものとします。
4. (3)②	②事前設定 理事長は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において支払等承認機能を利用する承認者となる理事長または担当理事の指定、支払精査を行う精	②事前設定 理事長は、支払等承認機能の利用に当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において <b>必要な操作をすることにより</b> 、支払等承認機能を利用する承認者となる理事長または担当理事の

	改定前	改定後
	<p>査者の設定（もし必要であれば）その他の支払等承認機能の利用のために必要な当行所定の事項を設定するものとしてします。</p>	<p>指定、支払精査を行う精査者の設定（もし必要であれば）その他の支払等承認機能の利用のために必要な当行所定の事項を設定するものとしてします。</p>
4. (3)⑤	<p>⑤承認・否認の取消 承認者は、当行所定の期間（以下、「承認取消可能期間」といいます）内に限り、一旦行った承認または否認を取り消すことができるものとしてします。取消可能期間を経過した場合には、承認者が行った承認または否認が確定するものとし、当行は、当該確定後において承認者から承認または否認の取消にかかる依頼がなされた場合であっても、これに応じる義務を負わないものとしてします。</p>	<p>⑤承認・否認の取消 承認者は、当行所定の期間（以下、「承認取消可能期間」といいます）内に限り、一旦行った承認または否認を取り消すことができるものとしてします。<b>承認</b>取消可能期間を経過した場合には、承認者が行った承認または否認が確定するものとし、当行は、当該確定後において承認者から承認または否認の取消にかかる依頼がなされた場合であっても、これに応じる義務を負わないものとしてします。</p>
4. (3)⑥	<p>⑥承認・否認結果の通知 取消可能期間を経過したことにより承認者による承認または否認が確定した場合には、当行は、当該確定した承認または否認の結果を管理会社に通知するものとしてします。</p>	<p>⑥承認・否認結果の通知 <b>承認</b>取消可能期間を経過したことにより承認者による承認または否認が確定した場合には、当行は、当該確定した承認または否認の結果を管理会社に通知するものとしてします。</p>
4. (3)⑦	<p>⑦管理会社による利用 契約者は、当行所定の方法により、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能を利用する権限を授与することができます。 契約者は、管理会社による支払等承認機能の利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による支払等承認機能の利用が行われている間、当該権限を当行</p>	<p>⑦管理会社による利用 契約者は、当行所定の方法により、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において支払等承認機能を利用する権限を授与することができます。 契約者は、管理会社による支払等承認機能の利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による支払等承認機能の利用が行われている間、当該権限を当行</p>

	改定前	改定後
	<p>の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、管理会社による支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承認機能の利用により適法かつ有効に承認を行ったものと取り扱うこと）ができるものとします。</p>	<p>の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、管理会社による支払等承認機能の利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、承認者が占有・管理する端末の操作により承認者が支払等承認機能の利用により適法かつ有効に承認を行ったものと<b>同様</b>に取り扱うこと）ができるものとします。</p>
5. (1)③	<p>③組戻し</p> <p>ア. 組戻し手続</p> <p>データ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要な場合<b>またはデータ伝送依頼において指定された預金口座への入金ができない場合には</b>、当行は、契約者から取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます。以下同じ）が必要となります。</p>	<p>③組戻し</p> <p>ア. 組戻し手続</p> <p>データ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要<b>となる場合には</b>、当行は、契約者から取扱店に当行所定の組戻依頼書の提出を受けた上、組戻手続を行うものとします。この場合、当行所定の組戻手数料（消費税を含みます。以下同じ）が必要となります。</p>
8. (3)	<p>(3)ご利用口座または手数料決済口座の解約による解約</p> <p>ご利用口座または手数料決済口座の一部が解約された場合には、本利用契約のうち当該解約された預金口座への入金または同預金口座からの出金を要するサービスにかかる部分も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。</p>	<p>(3)<b>サービス</b>利用口座または<b>組戻関連</b>口座の解約による解約</p> <p><b>サービス</b>利用口座または<b>組戻関連</b>口座の一部が解約された場合には、本利用契約のうち当該解約された預金口座への入金または同預金口座からの出金を要するサービスにかかる部分も特段の手続を要することなく当然に解約されるものとします。</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞ 利用規定 改定内容

	改定前	改定後
11. (1)	<p>(1)本規定に定めのない事項については、ご利用口座または手数料決済口座にかかる各種規定、振込規定および ValueDoor 利用規定が準用され、当該各規定により取り扱われるものとします。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定めが優先するものとします。</p>	<p>(1)本規定に定めのない事項については、サービス利用口座または組戻関連口座にかかる各種規定、振込規定ならびに ValueDoor 利用規定（ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定および ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定を含みます）が準用され、当該各規定により取り扱われるものとします。なお、準用される各規定の定めと本規定の定めとの間において矛盾または抵触が生じる場合には、本規定の定めが優先するものとします。</p>
11. (2)⑤	<p>⑤ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなくログイン ID を利用することができるものとします。なお、ログイン ID により、本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるほか、当行所定のログイン ID の利用により新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p>	<p>⑤ValueDoor 利用規定第 6 条の規定にかかわらず、契約者には、管理専用 ID および管理専用 ID（副）は付与されないものとします。また、同条(4)の規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて利用者 ID の属性情報の登録および利用者 ID の利用可能なサービスの登録を行うことなく、ログイン ID にて本サービスのうち当行所定の範囲のものを利用することができるものとします。なお、契約者は、当行所定のログイン ID にて新たにログイン ID を登録することおよび既存のログイン ID を削除することができるものとします。</p>
11. (2)⑦	—	<p>⑦ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。</p> <p>ア. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定第 1 条(1)および</p>

	改定前	改定後
		<p>第 4 条の規定にかかわらず、契約者は、ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービスのうちサービス利用口座（ただし、契約者が当行所定の方法により指定するものを除きます。以下、「対象口座」といいます）かかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧サービス、データダウンロードサービスおよび切替サービスのうち当行所定の範囲のもの（以下、「Web 通帳サービス」といいます）を利用することができます</p> <p>（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、Web 通帳（普通預金ご利用明細）以外の Web 帳票については閲覧サービス、データダウンロードサービス、切替サービスおよび閲覧差止サービスのいずれも利用することはできません）。</p> <p>イ. 契約者は、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、当行所定の範囲において Web 通帳サービスを利用する権限を授権することができます。</p> <p>契約者は、管理会社による Web 通帳サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとしします。</p> <p>当行は、管理会社による Web 通帳サービスの利用が行われた場合には、契</p>

	改定前	改定後
		<p>約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、契約者の理事長または担当理事が占有・管理する端末による依頼に基づき Web 通帳サービスを利用したものと同等に取り扱うこと）ができるものとしします。</p> <p>ウ. 契約者または契約者の代理人としての管理会社が Web 通帳サービスの利用を開始するためには、契約者において当行所定の手続を行う必要があります。ただし、管理会社が当行所定の方法により Web 通帳サービスの利用を開始しない旨の届出を行った場合には、本ウの規定にかかわらず、契約者は Web 通帳サービスを利用できないものとしします。</p> <p>エ. 契約者は、契約者が前記 11.(2)⑦ウの手続を行った場合であっても、対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）について閲覧差止サービスを利用したまたは管理会社に利用させることはできないものとしします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は管理会社による対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができず、かつ、管理会社も契約者による対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての閲覧およびデータのダウンロードを差し止めることができませ</p>

e 承認サービス（マンション管理組合）＜総合振込利用版＞ 利用規定 改定内容

	改定前	改定後
		<p>ん）。また、契約者は、管理会社に対象口座にかかる Web 通帳（普通預金ご利用明細）についての切替サービスを利用させることはできないものとします。</p> <p>オ. ValueDoor Web 通帳・Web 帳票サービス利用規定第 2 条(3)および第 5 条(1)の規定にかかわらず、契約者は、Web 通帳サービスを利用するに当たり、契約者のログイン ID にて Web 通帳サービスを利用することができるものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、当該ログイン ID にて Web 通帳サービスを利用するに当たり、当行所定の方法により ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて Web 通帳サービスを利用する利用者 ID 毎に利用権限を設定する必要はありません）。</p>
11. (2)⑧	—	<p>⑧ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の準用については、以下のとおりとします。</p> <p>ア. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定の各規定にかかわらず、契約者は、当行所定の方法により対象口座について通帳不発行方式を選択した場合に限り、対象口座について、ValueDoor 本人確認情報登録サービス（以下、「本人確認情報登録サービス」といいます）を利用することができるものとします。</p> <p>イ. 契約者は、本人確認情報登録サービスを利用する場合には、管理会社に対し、管理会社が、契約者の代理人として、対象口座について、当行所定の</p>



	改定前	改定後
		<p>範囲において本人確認情報登録サービスを利用する権限を授権するものとします。なお、契約者による本人確認情報登録サービスの利用は、当該契約者の代理人としての管理会社によってのみできるものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者が本人確認情報登録サービスを利用するに当たり、窓口手続者の登録および変更は、契約者の代理人としての管理会社のみが行うことができるものとします）。</p> <p>契約者は、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用時において、管理会社に対して当該利用のための権限を適法かつ有効に授与していることおよび当該権限が適法かつ有効に維持され存続していることを表明および保証するとともに、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用が行われている間、当該権限を当行の承諾なく変更または撤回することなく適法かつ有効に維持し存続させるものとします。</p> <p>当行は、管理会社による本人確認情報登録サービスの利用が行われた場合には、契約者による管理会社に対する当該利用のための権限の授与が適法かつ有効になされ、かつ、当該授権に基づく管理会社の権限が適法かつ有効に維持され存続しているものとみなすこと（疑義を避けるために付言しますと、契約者が適切に窓口手続者を登録または変更したものと同等に取り扱うこと）ができるものとします。</p> <p>ウ. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定第 2 条(3)および第</p>

	改定前	改定後
		<p>4条(1)の規定にかかわらず、契約者は、契約者の代理人としての管理会社に本人確認情報登録サービスを利用させるに当たり、管理会社に管理会社のログイン ID のうち当行所定のものにて本人確認情報登録サービスを利用させることができるものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者は、管理組合の代理人としての管理会社に当該ログイン ID にて本人確認情報登録サービスを利用させるに当たり、当行所定の方法により ValueDoor の管理専用 ID または管理専用 ID（副）にて本人確認情報登録サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定させる必要はありません）。</p> <p>エ. 契約者の理事長は、契約者の代理人としての管理会社が本人確認情報登録サービスを利用して窓口手続者を登録または変更するに当たり、事前に、前記 3.(2)に定める当行所定の本人確認手続終了後に表示される画面において必要な操作をすることにより、当該窓口手続者の登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行うものとします（疑義を避けるために付言しますと、契約者の代理人としての管理会社による窓口手続者の登録または変更にかかる手続は、当該契約者の理事長が承認することをもって完了するものとします）。</p> <p>オ. ValueDoor 本人確認情報登録サービス利用規定第 4 条(2)の規定にかかわらず、契約者は、契約者の代理人としての管理会社に本人確認情報</p>

	改定前	改定後
		<p>登録サービスを利用させるに当たり、管理会社にログイン ID の設定および管理ならびに窓口事務者の本人確認情報の入力等を適切に実行および管理させ、かつ、窓口事務者およびその本人確認情報の登録または変更を自らの責任で行わせるものとし（管理会社に、窓口事務者が行うことができる手続きにかかる権限を有する者を窓口事務者として指名させること、窓口事務者の本人確認情報を正しく登録させること、窓口事務者の登録の削除の必要が生じたときや窓口事務者の本人確認情報の変動があったとき等において必要な変更を直ちに行わせることを含みます）、かつ、自らの責任で理事長に当該窓口事務者の登録または変更についての管理会社からの承認依頼に対する承認または否認を行わせるものとします。</p> <p>当行は、窓口事務者およびその本人確認情報の登録が適切になされていることを前提に、登録された窓口事務者を正当な権限を有する者とみなし、かつ、登録された本人確認情報に基づき当行所定の取引を行うことができるものとします。万一、登録が適切になされていない場合であっても、かかる取引は有効なものとなり、契約者はこれに異議を述べることができず、また、当行は、登録が適切になされていないことにより生じた損害について責任を負いません。</p>

以上